

工 事 仕 様 総 括

本工事は、「燕・弥彦総合事務組合水道工事標準仕様書」、「新潟県土木工事標準仕様書」及び添付の「特記仕様書」により施工すること。

施 工 条 件 総 括 表

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。
なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（市）と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明示項目	施 工 条 件
1 工 程 関 係	1 関連する別途発注工事あり ・ 工 事 名 : ・ 予 定 期 間 :
	② 施工時期、時間、方法の制限あり ・ 時 期 : ・ 期 間 : 令和7年5月～10月末, 令和8年4月～10月末 ・ 方 法 :
	3 関係機関協議による工程条件あり ・ 協 議 内 容 : ・ 完了予定時期 :
	④ その他 ・ 山麓に地下水を利用する酒造があり醸造に影響を与えないために、上記記載までの施工期間とする。 ・ 原則、土工を伴う作業を令和7年10月末までに完了させることとする。ただし困難な場合は監督員と協議により決定すること。
2 用 地 関 係	1 工事用地等の未処理部分あり ・ 処理見込時期 : ・ 区 間 :
	2 プラント用地の指定あり ・ 場 所 : ・ 期 間 :
	3 その他 ・

明示項目	施 工 条 件
3 公害対策関係	1 公害防止の制限あり（騒音・振動、排出ガス、粉じん、水質等） ・ 施 工 方 法 : ・ 作 業 時 間 :
	2 家屋等の調査の必要性あり ・ 方 法 : ・ 範 囲 : ・ 軒 数 :
	3 その他 ・ 矢板の引抜きは、極力地盤に振動や衝撃を与えないように徐々に引き抜くと伴に、地盤にひずみなどの変位を与えないように1～2枚おきに引き抜くなどの配慮すること。 ・ 矢板引抜後の矢板圧空隙には砂等を速やかに充填し、地盤沈下の防止に努めること。 ・ 労働安全衛生法に基づく「石綿障害予防規則」や「廃棄産業物処理法」等の関係法令に基づき、「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」により、撤去作業から処分までの作業を実施すること。
④ 安全対策関係	1 交通安全施設等の指定あり ・ 交 通 誘 導 員 : 交通誘導員は警備業法の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）とする。 ・ その他施設等 :
	2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） ・ 内 容 : 埋設管あり。 ・ 工 法 制 限 : 試掘は立合いを要し、埋設管付近は人力作業のこと。送電線下作業は関係機関と協議すること。 ・ 作業時間制限 :
	3 発破作業あり ・ 保安設備及び保安要員 : ・ 防 護 工 : ・ 作業時間制限 :
	4 防護施設（落石、雪崩、土砂崩落等） ・ 内 容 :
	⑤ その他 ・ 交通規制については警察等関係機関との協議を行うこと。 ・ 交通誘導員について、警察等関係機関との協議により、交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。 ・ 関係行政機関への周知・協議 弥彦村内（管轄消防署、総務課（福祉バス）、防災むらづくり課（ゴミ収集関係）、こども教育課（通学路関係）、その他必要と思われる機関への工事の周知・協議をすみやかに行うこと（周知・協議資料：道路使用許可書（写）等）。）

明示項目	施 工 条 件
5 工事用道路関係	1 一般道路を搬入路としての使用制限あり ・ 搬 入 経 路 : ・ 期 間 : ・ 使用後の処置 :
	2 一般道路の占用 ・ 期 間 : ・ 規 制 条 件 : ・ 時 間 規 制 :
	3 仮設道路設置 ・ 工 法 指 定 の 有 無 : ・ 用 地 関 係 : ・ 安 全 施 設 : ・ 工事完了後の「存置」または「撤去」 :
	4 その他 ・
6 仮 設 備 関 係	1 仮設備の指定あり ・ 軽量鋼矢板たて込み引き抜き工(機械施工)において、設計書の明細表摘要に軽量鋼矢板Ⅱ型の明示がある場合は、指定仮設とする。矢板長、施工延長は数量計算書による。また、設計図面 仮設土留構造図を参照のこと。
	2 仮設備の条件指定あり ・
	3 仮設構造物の転用、兼用あり ・ 工 種 : ・ 内 容 :

明示項目	施 工 条 件
6 仮 設 備 関 係	4 イメージアップあり ・ 内 容 :
	5 その他 ・ 仮設工における数量・材料名・材料規格は、設計書の明細表摘要に軽量鋼矢板Ⅱ型の明示されていない限り積算のための参考数量であるので、指定仮設とはならない。
⑦ 残 土 産業廃棄物関係	別紙「建設副産物特記仕様書」のとおり ・
⑧ 工事支障物件等	1 占用支障物件あり（電気、電話、水道、ガス等） ・ 内 容 : ・ 移設、撤去、防護方法等 : ・ 時 期 :
	2 占用物件重複施工あり ・ 内 容 :
	③ その他 ・ 上空電力線の防護が必要な場合は受注者で依頼すること。（電力線、電柱等の移設が伴う場合は監督員と協議を要する。） ・ 上空ＮＴＴ線の防護、移設が必要な場合は発注者側で依頼するため、監督員と協議を要する。 ・ パイプライン、ガス導管、配水管、電話、電気等の地下埋設の有無については、必ず関係機関に確認すること。 ・ 移設を予定していない占用物件が支障となった場合は、監督員と協議すること。
9 排 水 工 （濁水処理含む）	1 濁水、湧水処理等の特別な対策あり ・ 内 容 :

明示項目	施 工 条 件
10 薬液注入関係	1 薬液注入工法あり
⑪ そ の 他	1 現場発生材あり ・品 名： ・納入場所：
	2 支給品及び貸与品あり ・品 名： ・引渡場所：
	3 品質証明の必要あり ・
	④ その他 ・セメントは、高炉セメントB種の使用を原則とする。ただし、早期強度を必要とする場合や寒中コンクリートの場合は現場条件を考慮して決定する。 ・受注者は、本工事に必要となる資料の提供を受け取り得た情報について、機密を厳守し無断で他に漏らしたり利用してはならない。この契約が終了、または解除された場合においても同様とする。 ・山麓に地下水を利用する酒造があるため、土工作業時の土砂流出等に十分注意をすること。また、降雨時には必要に応じてシートで防護するなどの対策をすること。また、酒造の利用する地下水について、定期的に食品製造用水（食品衛生法）に該当する水質検査を実施する。費用については変更設計の対象とする。 ・施工地は、自然公園法による「佐渡弥彦米山国定公園」の第3種特別地域に該当し、工作物の新築許可申請から作業許可まで30 日程度を見込んでおり、作業許可が下り次第の施工とする。また、申請手続きに際して、発注者の求めに応じて必要な協力をする。 ・埋戻し作業の際、土砂とともに不純物（外来生物や外来植物等、生物の多様性の確保に支障をきたすもの）を持ち込まないよう十分注意すること。 ・施工地の一部が森林法による保安林指定を受けていたが、すでに保安林指定の解除を受けている。 （官報登載年月日及び番号：令和7年2月4日付け農林水産省告示第225号） 搬入経路の一部が保安林指定を受けているため、敷鉄板のため作業許可申請から作業許可まで30日程度を見込んでおり、作業許可が下り次第の施工とする。また、申請手続きに際して、発注者の求めに応じて必要な協力をする。 ・設計単価については令和6年度(10月20日以降適用)新潟県土木部積算基準に基づき採用している。 ・場内管路工の設計歩掛については令和6年度改訂版水道事業実務必携に基づき採用している。 ・請負者の責により水張試験を実施すること。また、給水開始前届に際して水道法に基づく水質検査を実施すること。 その費用については変更設計の対象とする。

明示項目	施 工 条 件					
⑫ 排出ガス対策型 建 設 機 械	①	受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月 8 日付け建設省経機発第249 号、最終改正平成14 年 4 月 1 日付け国総施第225 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17 日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17 年法律第51 号）」に基づく技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただしこれにより難い場合は、監督員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い監督員に提出しなければならない。 <table><tr><th>機 種</th><th>備 考</th></tr><tr><td> 一般工事中建設機械 ・ バックホウ ・ トラクタショベル（車輪式） ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット 以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル 地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ ・ ホイールクレーン </td><td> ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上 260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 </td></tr></table>	機 種	備 考	一般工事中建設機械 ・ バックホウ ・ トラクタショベル（車輪式） ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット 以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル 地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ ・ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上 260kW以下）を搭載した建設機械に限る。
	機 種	備 考				
一般工事中建設機械 ・ バックホウ ・ トラクタショベル（車輪式） ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット 以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル 地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ ・ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上 260kW以下）を搭載した建設機械に限る。					
②	排出ガス対策型建設機械（第2次基準及び第3次基準）を標準としている施工においては、これを積極的に使用し普及促進に努めること。					
⑬ 施 工 方 法 等	・ 施工条件総括表、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書に特別に定める場合を除き、仮設、施工方法その他工事的目的物を完成するために必要な手段は、受注者の責任において定める。（建設工事受注基準約款第1条第3項による）					

安全・訓練等特記仕様書

1. 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当り半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容等の周知徹底
- (3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

3. 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況は、写真、ビデオ又は実施状況報告書等により提示するものとする。

工 事 カ ル テ 作 成 ・ 登 録 特 記 仕 様 書

1. 作成・提出

受注者は、当初及び変更契約のつど並びに工事完成検査時若しくは訂正時に(財)日本建設情報総合センターが実施している工事实績情報サービス（CORINS）に基づき「登録のためのお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた上、登録申請をしなければならない。また、受注者は、登録機関が発行する「登録内容確認書」の写しを速やかに監督員に提示しなければならない。

登録申請は、受注時及び変更契約時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録しなければならない。

2. 登録対象工事

工事受注代金額500万円以上の工事を対象とする。

3. 登録

	登 録 時 期
受 注 時 登 録	工事を受注したとき
途 中 変 更 時 登 録	変更契約が行われたとき
	技術者の配置変更を行ったとき
竣 功 時 登 録	工事が竣功するとき
工 事 カ ル テ の 訂 正 手 続 き	登録した工事カルテの内容に誤りがあったとき

設計変更及び工事一時中止に係る特記仕様書

設計変更及び工事一時中止については、燕・弥彦総合事務組合建設工事請負基準約款第20条～第26条及び新潟県土木工事標準仕様書共通編1-1-1-16～1-1-1-18によるところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、新潟県土木部「土木工事設計ガイドライン」及び「工事一時中止に係るガイドライン」によることとする。

注) 新潟県の建設工事受注基準約款と燕・弥彦総合事務組合建設工事請負基準約款では第○条で差異があるので、燕・弥彦総合事務組合の約款の条項に読み替えること。

建設副産物特記仕様書

※この工事は、建設リサイクル法に係る（ **対象建設工事** ・ 対象外建設工事 ）です。

1. 再生材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	備考
再生クラッシャーラン	φ40mm以下	構造物基礎・路盤	

2. 建設発生土の利用

盛土等に利用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土処理は、下記により積算している。

搬 出 先	民間受入地	
搬 出 先 地 名		
連 絡 先		
設 計 運 搬 距 離	10.5km	
受 入 時 間		
設 計 受 入 費 用	2,900円/m ³	
仮 置 場 所 の 有 無		
備 考	ほぐし土量	

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとして積算している。

搬 出 す る 廃 棄 物 名	コンクリート殻（無筋）	コンクリート殻（二次製品）	
設 計 運 搬 距 離	8.2km	8.2km	
受 入 時 間			
受 入 費 用	2,350円/m ³	6,250円/m ³	
備 考			

搬 出 す る 廃 棄 物 名			
設 計 運 搬 距 離			
受 入 時 間			
受 入 費 用			
備 考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5. 再資源化等完了報告書の提出

建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

6. 委託契約書の写しの提出

自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書並びに処分業許可証及び収集運搬業許可証の写しを提出すること。

7. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提示

産業廃棄物が搬出される工事にあつては、監督員の請求時に伝票の原本または複写を提示するとともに完成検査時に持参すること。

8. 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

受注者は、別紙の取り扱いにより、再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書を、国土交通省HPにおいて公開されているEXCEL形式の様式により作成し、施工計画書に添付して監督員に提出すること。また、工事の完了後速やかに、再生資源利用計画の実施状況を記録した再生資源利用促進実施書のデータ（CD-R）を竣工書類に添付して1部提出すること。ただし、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」で計画（実施）書を作成している場合は、工事登録証明書を提出すること。

9. 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン特記仕様書

建設工事に伴い発生する建設廃材を破碎または混合して、製造する再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン（以下「再生クラッシャーラン等」という。）の性状について、次のとおり規定する。なお、再生クラッシャーランを構造物の基礎材等として使用する場合についてもこの定めによる。

1. 材 料

1-1

①再生クラッシャーラン（RC-40）

再生クラッシャーランとは、セメントコンクリート廃材から製造した再生骨材および路盤再生骨材（路盤発生材を必要に応じて破碎、分級して製造した骨材）を単独または相互に組み合わせ、必要に応じてこれに補足材を加えて、所要の品質が得られるように調整した材料をいう。

②アスファルト再生クラッシャーラン（ARC-40）

再生クラッシャーラン（RC-40）もしくはクラッシャーラン（C-40）を母材とし、グリズリアンダー材を混合したものをいう。アスファルト再生クラッシャーランには、再生クラッシャーラン（RC-40）を母材とする「RC混合」とクラッシャーラン（C-40）を母材とする「C混合」がある。

1-2

再生クラッシャーランは、ゴミ、泥、有機物、プラスチック、金属、ガラス、陶磁器、レンガ、瓦等を有害量含んではならない。

1-3

再生クラッシャーラン（RC-40）の最大粒径については、最大40mmと定める。

2. 品 質

再生クラッシャーラン等の品質規格ならびに品質管理については、新材のクラッシャーランに準じるものとする。

2-1（品質）

路盤材に使用する再生クラッシャーラン等の修正CBR、塑性指数、グリズリアンダー材の混入率は次表を標準とし、舗装の構造設計に用いる等値換算係数（下層路盤）は0.25とする。

材 料	修正CBR	PI（塑性指数）	グリズリアンダー材の混入率
再生クラッシャーラン	30%以上	6以下	—
アスファルト再生クラッシャーラン	40%以上	6以下	質量配合40%以下

〔注〕

- （1） 再生クラッシャーランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験〔粒度は道路用碎石S-13（13～5mm）のもの〕とする。

(2) 再生クラッシャーランの材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみ P I の規定を適用する。

2-2 (粒度範囲)

再生クラッシャーランの粒度は [JIS A 5001] 道路用砕石の規定に準じ、粒度範囲は次表による。

粒度の範囲mm ふるい目mm		RC-40 (40～ 0)	ARC-40 (40～ 0)
通過 質量 百分率 %	53.00	100	100
	37.50	95～100	95～100
	31.50	—	—
	26.50	—	—
	19.00	50～80	50～80
	13.20	—	—
	4.75	15～40	15～40
	2.36	5～25	5～25

[注] 粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

燕・弥彦総合事務組合「週休２日取得モデル工事」発注者指定型特記仕様書

本工事は、燕・弥彦総合事務組合「週休２日取得モデル工事」の発注者指定型の試行対象工事である。試行にあたっては『燕・弥彦総合事務組合「週休２日取得モデル工事」（令和6年4月試行）実施要領』に基づき行うものとする。

本工事は、週休２日達成時（４週８休相当以上）の標準単価を計上するとともに、該当の補正係数を労務費・機械経費（賃料）・市場単価・間接工事費率に乗じて予定価格を算出し、発注している。ただし、現場閉所の達成状況を確認後、４週８休相当以上に満たない場合は、労務費・機械経費（賃料）・市場単価・間接工事費率を減額変更する。

受発注者は、契約後速やかに「週休２日取得モデル工事」発注者指定型であること及び実施に向けた課題の有無を確認する。課題がある場合は打合せ簿により協議及び検討を行い、解決を図る。

建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書

本工事は、建設現場に「快適トイレ」設置を促進する制度の試行対象工事である。試行にあたっては『建設現場に「快適トイレ」設置を促進する制度の試行実施要領』に基づき行うものとする。

ただし、快適トイレの手配等が困難である場合は、監督員と協議のうえ、本特記仕様書の対象外とすることができる。

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画に関する取扱基準

資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）において、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再生資源等を利用すべき業種（特定再利用業種）として建設業が指定されている。また、再資源化すべき副産物（指定副産物）として、上記３品目に加え建設発生木材が指定されている。そのため、同法に基づき、工事ごとに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するものとする。

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画に関しての取扱は、下記によるものとする。

１ 再生資源利用計画（建設資材を搬入する際の計画）

１－１ 再生資源利用計画の作成が必要となる工事

次の建設資材（再生資材及び新材）を搬入する工事は、再生資源利用計画を作成するものとする。

土 砂 ５００ｍ３ 以上
砕 石 ５００ｔ 以上
加熱アスファルト混合物 ２００ｔ 以上

１－２ 再生資源利用計画の内容

建設資材ごとの利用量

利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量

に掲げるもののほか再生資源の利用に関する事項

１－３ 再生資源利用計画の作成

受注者は、国土交通省ホームページで入手できる直近の再生資源利用[促進]計画様式、又は、建設副産物情報センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）により、計画を作成し、施工計画書に含めて発注者に提出するとともにその内容を説明するものとする。

また、上記１－２の内容に変更が生じたときは、速やかに再生資源利用計画を変更するものとし、受注者は、その変更の内容を発注者に報告するものとする。

１－４ 公衆への掲示等

受注者は、再生資源利用計画を工事現場の見やすい場所に掲げ、公衆の閲覧に供するものとする。

１－５ 再生資源利用計画の実施状況の記録

受注者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用計画の実施状況を記録した再生資源利用実施書を作成し、発注者に提出するものとする。

１－６ 再生資源利用計画書等の保存期間

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用実施書について、当該建設工事の完成後５年間保存するものとする。

2 再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）

2 - 1 再生資源利用促進計画の作成が必要となる工事

次の建設副産物が現場から発生又は搬出する工事は、再生資源利用促進計画を作成するものとする。

建設発生土 5 0 0 m³ 以上

- 1 コンクリート塊 ()

- 2 アスファルト・コンクリート塊 ()

- 3 建設発生木材 ()

- 1、 - 2 及び - 3 の合計が 2 0 0 t 以上

2 - 2 再生資源利用促進計画の内容

建設副産物の種類ごとの搬出量

建設副産物の種類ごとの再資源化施設または他の工事現場等への搬出量

に掲げるもののほか建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

2 - 3 再生資源利用促進計画の作成

受注者は、国土交通省ホームページで入手できる直近の再生資源利用[促進]計画様式、又は、建設副産物情報センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）により、計画を作成し、施工計画書に含めて発注者に提出するとともにその内容を説明するものとする。

また、上記 2 - 2 の内容に変更が生じたときは、速やかに再生資源利用促進計画を変更するものとし、受注者は、その変更の内容を発注者に報告するものとする。

2 - 4 公衆への掲示等

受注者は、再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲げ、公衆の閲覧に供するものとする。

2 - 5 再生資源利用促進計画の実施状況の記録

受注者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用促進計画の実施状況を記録した再生資源利用促進実施書を作成し、発注者に提出するものとする。

2 - 6 再生資源利用促進計画書等の保存期間

受注者は、再生資源利用促進計画書及び再生資源利用促進実施書について、当該建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。